

「さが維新まつり」に係る協賛募集要綱(一部抜粋)

(協賛申込の不受理等)

第 10 条 協議会は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 肥前さが幕末維新博覧会及びまつりの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他協議会が不相当と判断する者

2 協議会は、協賛金の收受後に、企業等が前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として協賛金を返戻する。また、協賛特典の付与を取りやめたことにより企業等に損害があっても、協議会はその損害の賠償の責めを負わないものとする。